

# 令和5年度学校経営方針

令和5年4月1日  
練馬区立大泉東小学校長  
小須田 哲史

## I 教育目標

### 《通常の学級》

人間尊重の精神を基調に、自己をみがき、人や地域・自然と豊かにかかわり、基礎力、思考力、創造の知恵や実践力を備え、他者と協働して新しい時代を切り拓く児童を育成する。

〈誇りと自信をもつ子〉

○まなびつづける子      ◎おもいやりのある子      ○たくましい子

### 《さくら学級》

学校の教育目標をふまえ、心身共に健康で、思いやりの心をもって、友達と仲良く学校生活を送り、児童一人一人が実態に応じた適切な支援を受けながら、自分の課題に最後まで、ねばり強く向き合う資質と能力をもつ児童を育成する。

〈誇りと自信をもつ子〉

○さいごまでがんばる子      ◎なかよくする子      ○じょうぶでげんきな子

## II 学校経営の基本的な考え方

大泉東小学校で学ぶ子供たちが、健やかに育ち、今後の日本を創造していくことが私たちの使命であることを深く自覚し、本校に関わる誰もが「大東小でよかった」と感じることが出来る学校づくりをめざす。

そのため、練馬区『みどりの風吹くまちビジョン』施策の柱1子供たちの笑顔輝くまちを受け、夢や目標をもち、困難を乗り越える力を備えた子供たちの育成をめざし、知・徳・体の調和のとれた教育を推進する。

## III めざす学校像

### 1 子供が満足する学校～できるようにしてほめておわる～

- 自分の成長が実感できる学校
- 自主的・自治的に自分たちで学校生活をつくる学校

### 2 保護者が信頼する学校～情報連携と行動連携～

- 子供の成長が実感できる学校
- 学校の教育活動が見える学校

### 3 地域が誇りにする学校～地域に開かれた学校づくり～

- これまでの歴史、伝統を大切にする学校
- 地域の方が応援したくなる学校

### 4 教職員がやりがいをもつ学校～教職員の専門性に基づくチーム体制の構築～

- 一人一人が職責を自覚し力を十分に発揮する学校
- 自分の貢献の成果が実感できる学校

## IV めざす学校に向けた具体的な取組方針

### 1 子供が満足する

- (1) 「分かる」「できる」を実感させる教育活動による確かな学力・生活力の育成
  - ・ねらいを明確にした授業と適切な評価により、子供に確実な学力・生活力を身に付けさせる。
  - ・子供が身に付けた力を言語化できる授業を実施する。
  - ・学力補充の場を活用できるようにする。
- (2) 子供自らが学ぶ力の育成
  - ・子供が見通しをもって学ぶ授業を実施する。
  - ・授業改善による子供主体の授業を実施する。
- (3) 子供自らが学校づくりに参画する「チーム大東の一員」という意識の醸成
  - ・みんなでよりよい生活を築く規範意識を醸成する。
  - ・課題を自ら解決しようとする態度を育成する。

(「いじめ」しない、させない学校づくり)
- (4) 共に高まりあう特別支援教育の充実
  - ・子供一人一人の個の力を高め、集団の中で発揮させる。

### 2 保護者が信頼する

- (1) 教育活動の可視化を図る情報発信
  - ・ホームページ、たより等による情報発信により「見える教育活動」を行う。
- (2) 共に子供の成長に関わる協働
  - ・保護者会、個人面談の他、日常的に保護者との連携を図る。
  - ・成果、課題を共有し、共に子供を育てる。
- (3) 適正な学校評価とそのフィードバックによる質の向上
  - ・保護者、地域からの情報、アンケート、評価を生かしたPDCAサイクルを確立し、質の高い教育活動を展開する。
- (4) 高い危機管理意識と迅速な対応
  - ・安全・安心な教育環境を確保する。
  - ・子供や環境の変化に敏感になり、適切な対応を組織的に行う。

### 3 地域が誇りに思う

- (1) 学校で身に付けた力を地域で発揮させる地域参加
  - ・あいさつ、ボランティア活動をはじめ、学校教育で身に付けた力を地域で発揮する。
  - ・地域行事に積極的に参加・参画する。
- (2) 「地域で子供を育てる」の実践の場として
  - ・小中一貫教育を推進し、9年間を意識した教育活動を実践する。
  - ・学校も地域も大人同士が互いに知り合う。

### 4 教職員がやりがいをもつ

- (1) 教育公務員としての使命感
  - ・教育公務員として、自己研鑽に努める。
  - ・学びの連続性や系統性を踏まえて指導を行う。
  - ・体罰、サービス事故「ゼロ」のため、サービスの厳正を図る。
- (2) 学校での「生きがい」と学校への「行きがい」をもてる学校運営力・組織貢献力の醸成
  - ・適切な目標設定と評価を行う。
  - ・組織人として学校運営に積極的に参加する。
  - ・互いを尊重し合い、資質を高め合う。
- (3) 職務改善
  - ・勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方改革を推進する。

## V 取組の視点と具体的な方策

### 1 教育活動の充実

#### (1) 人権尊重の精神及び豊かな人間性を育てる教育の推進

##### ①道徳教育、道徳授業の充実「道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度の育成」

- ・自らを律しつつ、他人と共に強調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を育むため、道徳教育の全体計画、道徳の時間の年間指導計画に基づき、年間35時間の道徳の時間を充実させる。

##### ②道徳授業地区公開講座の実施「開かれた学校教育の推進」

- ・道徳授業地区公開講座により、地域と家庭と学校が連携した道徳教育を推進する。

##### ③時間を守る学校生活「時間の大切さの理解」

- ・自立心、自律性を育み、主体的に考えて行動できる児童を育てるため、時間前行動を基本とした規律正しい学校生活の充実を図る。

##### ④一貫した生活指導「基本的生活習慣の確立」

- ・「場に応じたあいさつや言葉づかいを全校一致の体制で指導し、時と場に応じた立ち振る舞いができるようにする。「オ・ア・シ・ス・サ」

オ「おはようございます」      ア「ありがとうございます」  
シ「しつれいします」      ス「すみません」      サ「さようなら」

- ・「五つの学習規律」を設定し、授業規律の徹底を図る。

「チャイム着席」      「あいさつは語先後礼」      「話をしている人を見る」  
「名前を呼ばれたら、はい、〇〇です。」      「準備をしてから休み時間」

##### ⑤児童一人一人を理解「児童個人面談の実施」

- ・児童理解を深めるために、個人面談等を実施するとともに、巡回指導教員、心のふれあい相談員、スクールカウンセラーとの連携を強化し、組織的な生活指導体制及び相談機能の充実を図り、いじめや不登校、問題行動、虐待などの未然防止、早期発見、早期対応に努める。

##### ⑥健全育成及び命を大切にする教育の推進「いじめの未然防止、不登校にさせない指導」

- ・教職員全員が共通の問題意識をもって児童の指導を行うようにするとともに、無断で欠席した児童や3日以上欠席した児童については電話連絡し、家庭との連携を図る。また、新学期から1週間以上、または、学期中に2週間以上欠席している場合は、家庭訪問を実施する。

##### ⑦特別支援学級（さくら学級）との交流「相互のふれあいを通じて、豊かな人間性を育む」

- ・交流活動及びたてわり班活動、各学年における共同学習を通じて、身近な人々と協力して助けあえる態度を身に付けさせる。

#### (2) 確かな学力及び主体的に学習に取り組む態度を身に付けさせる教育の推進

##### ①指導計画に基づく意図的・計画的な授業の実施「主体的・対話的で深い学び」

- ・全学年、標準時数を上回る授業時数を確保する。
- ・各教科等の基礎的・基本的な学習内容を確実に身に付けるため、指導計画に基づき、重点事項を押さえた指導をする。
- ・6月から2月までの第2土曜日、年間8回授業公開日として授業を実施し、翌週月曜日は振替休業日とせず、通常授業を実施する。

##### ②指導体制「習熟度別算数少人数、理科TT、ALT」

- ・第1学年と第2学年では、担任と学力向上支援講師による算数科TT指導、第3学年から第6学年算数科において、担任、少人数加配教員による習熟度別指導、少人数指導を実施する。また、第3学年、第4学年では理科TT指導を行い、一人一人の習熟の程度や学習スタイルに応じた授業を通して、学習内容の定着を図る。

- ・第5学年及び第6学年の外国語、第3学年及び第4学年の外国語活動は、英語専科教員とALTがチームティーチングで指導し、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませる。また、第1学年より計画的、継続的に外国語活動を実施する。
- ③読書活動「学校図書館員との連携、石神井図書館の利用」
  - ・学習・情報センターとしての機能を発揮するため、学校図書館担当教員と学校図書支援員、保護者ボランティアが協力して学校図書館の充実を図るとともに、子供たちに読み聞かせを行う。
- ④国及び都の学力調査「結果を指導に生かす」
  - ・国（全国学力・学習状況調査）及び都（児童・生徒の学力の向上を図るための調査）の調査結果を分析し、思考力、判断力、表現力の向上などの課題解決に向け、児童の実態に合った授業改善推進プランを作成し、指導の充実を図り、確かな学力の向上を図る。
- ⑤指導と評価の一体化「学習指導の在り方を見直し、個に応じた指導の充実」
  - ・きめ細やかな様々な評価方法（自己評価、相互評価、パフォーマンス評価、観察法、質問法等）から児童・生徒の学習状況や指導計画等の評価をし、児童一人一人の学習内容の確実な定着、授業や指導計画の改善を図る。
- ⑥教員の研修「ONE UP研修、OJT研修、大東アカデミー」
  - ・児童の成長に最も大切な環境が教員であることを自覚し、研修に努める。校内研究の教科である道徳をはじめ、本校初任校教員を対象にした研修や主任教諭研修、講師を招き、希望者による自主研修などを実施する。
- ⑦ICT教育、プログラミング教育の推進「情報活用能力の育成」
  - ・児童一人一人に配付されたタブレットを学年の実態に応じ、学習への活用を進めていく。また、高学年の算数や理科、家庭科の学習や低中学年のアンプラグド教材を中心に、プログラミング教育を推進し、「目的」と目的にたどりつくまでの「過程」を意識させるプログラミング的思考から論理的に考える力を育成します。
- ⑧多様な教育課題への対応「より広く深く学習するために」
  - ・キャリア教育や消費者教育、法教育など、学校教育に求められている多様な教育課題に対し、各教科等の内容と関連させながら、横断的、総合的に取り組む。
- ⑨家庭学習の推進「学習意欲が向上する指導 主体的に学習に取り組む指導」
  - ・各教科において学習意欲を向上させ、主体的に学習に取り組む態度を養うとともに、学習意欲の向上と家庭との連携を図りながら、各学年×15分を目安として学習習慣の確立に努める。
- (3) 健康の保持増進及び体力向上を図る教育の推進
  - ①体育学習「運動の多様な楽しみ方を味わう」
    - ・魅力ある教材を準備し、運動量を確保して、力いっぱい運動することを楽しむ児童を育成する。
  - ②体力テスト「子供の体力・運動能力の向上」
    - ・6月に全学年で体力テストを実施し、その結果を分析し、授業改善に生かす。
  - ③健康教育（学校保健、学校安全、食育）「児童の健康の保持増進」
    - ・定期健康診断や日常の給食指導の充実を図るとともに養護教諭及び学校栄養士（栄養教諭）の専門性を生かして、健康や食に関する指導に取り組む。
    - ・第1学年及び第2学年については、特に栄養や食事に関するマナーなどの決まりについて徹底した指導を行う。
  - ④保護者向けリーフレットの活用「子供たちを取り巻く環境とこれからの健康教育」
    - ・保護者向け「健康の増進、体力の向上リーフレット」を活用し、家庭と連携して「適切な運動」「調和のとれた食事」「十分な休養・睡眠」などの基本的な生活習慣の確立に努める。
- (4) 特別支援教育の充実
  - ①組織的な対応「専門性の向上」
    - ・特別支援教育コーディネーターを中心として、校内委員会を月1回以上開催し、学校生活支

援員を効果的に活用して、組織的・継続的な指導の充実を図るとともに特別支援教育研修会を開催し、教員の専門性の向上を図る。

- ②関係諸機関、保護者との連携「相談、面談、支援の充実」
  - ・区教育委員会特別支援教育担当、巡回心理士、学校教育支援センター等、関係諸機関と連絡・相談できる体制をつくり、連携を深め、特別支援教育の充実を図る。
  - ・特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、心のふれあい相談員、巡回教員、関係機関との連携により、保護者への支援活動、相談活動の充実を図る。

#### (5) 小中一貫教育の推進

- ①児童・生徒の交流「円滑な接続による安定した学校生活」
  - ・第5学年、第6学年を中心に、中学校の行事の取組等を体験させ、進学への期待感をもたせる。
- ②カリキュラムの接続「授業改善による学力・体力の向上」
  - ・小学校と中学校の学習における円滑な接続を図る。
- ③連携指導「豊かな人間性、社会性の育成」
  - ・生活期律や生活の決まりなど、小中一貫した生活指導を展開する。
  - ・年間を通しての合同研修を開催し、各教科等の指導内容、指導方法について相互理解を深める。

## 2 施設、予算、安全等に関すること

### (1) 施設の環境整備について

#### ①教育環境

- ・教職員と児童が共に清掃活動に取り組み、掃除や手入れが行き届いた校内外の環境を維持する。また、用務主事が中心となり、1週間の作業内容、工程表をもとに、計画的にトイレ、壁、床、校舎まわりの清掃、照明器具の取り換え、施設整備の点検及び修繕を実施して教育環境を整える。さらに、学校の施設、設備（遊具、備品、薬品、ガラス等）の安全点検を全教職員で毎月細部にわたり点検し、安全管理を徹底する。

#### ②学校予算等

- ・厳しい財政状況を踏まえ、最小の予算最大の効果を上げるため、重点的な配分と計画的な執行、節約を行う。
- ・省エネルギー（3重点：電気、紙、水）、省資源（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、児童の教育環境を確保した上で、徹底した省エネ・省資源に取り組む。

### (2) 安全確保について

#### ①避難訓練

- ・毎月、地震、火災、非常災害等を想定した避難訓練を実施する。また、9月の学校公開時に区一斉の非常災害時を想定した訓練を実施する。

#### ②大地震等の非常災害対応

- ・教育活動中に震度5弱以上の地震や大規模停電等の非常災害が発生した場合、保護者の引き取りまで、児童を学校にて保護する。連絡は学校連絡メールにて行い、連絡内容を学校ホームページに掲載し、災害伝言ダイヤルにも伝言を残す。

#### ③安全指導、不審者対応

- ・「セーフティ教室」「情報モラル講習会」「薬物乱用防止教室」を実施し、自らの命と安全等を守るために必要な危険予知、危険回避能力の育成を図る。
- ・不審者侵入訓練を実施し、教職員の不審者対応能力を高める。また、ネットランチャー等を緊急時に適切にしようできるようにする。

#### ④情報モラルの徹底

- ・インターネットや携帯電話等に関する基本的な知識の習得や理解の促進を図るため、学校の実態に即した独自の情報モラル講習会を実施する。また、「大東小SNSルール」に基づいた指導を行う。